

看板等によるアイドリング・ストップの周知方法

1 看板の掲示位置

利用者に認識されやすい場所(入り口付近、壁、場内の柱等)

2 掲示枚数

収容台数を考慮して1～数枚程度(20台あたり1枚程度)

3 字の大きさ・色

(1)利用者から認識される程度とすること(1文字 5cm×5cm程度)

(2)目立つ色で掲示すること(白地に黒文字、黄色地に黒文字等)

4 掲示内容

掲示する内容には次の2つの事項を入れてください。

(1)条例で義務づけられていること

(2)アイドリング・ストップを実施すること

なお、掲示場所の都合で大きさが制約される場合には、(1)と(2)を分割して掲示してもかまいません。

記載例

さいたま市の条例により
駐車中のアイドリングは
禁止されています。
駐車中はエンジンを止めてください。

アイドリング・ストップ!!!

さいたま市条例による**運転者の義務**です。

【看板のサイズ】

駐車場利用者が駐車時に認識できる程度の大きさで作成してください。

5 その他

(1)看板で周知することが難しい場合には、「常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。例えば、次のような方法が考えられます。

ア 入場時に「駐車場内ではアイドリングをストップしてください」と自動的に放送する。

イ 駐車券等の表面にアイドリング・ストップについて表示する。

(2)恒常的な掲示となりますので、必要な保守等を行なってください。